

新小学校校歌制作業務委託仕様書（案）

1 業務名

新小学校校歌制作業務

2 業務目的

越前町では、四ヶ浦小学校と城崎小学校の2つの小学校を再編し、新たな小学校として令和7年4月の開校を目指している。

この業務は、越前地区唯一の小学校としてその地域や学校の特色を表現しながら、当該小学校の校歌としてふさわしいものを制作するために、作詞、作曲及び録音並びに児童に対する歌唱指導を受注者が一括して行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月21日（金）まで

4 予算限度額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務項目

〔基本的な要件〕

- ・新しい小学校のシンボル（象徴）として、学校への愛着、親しみ、誇りなどを涵養することができ、長きに渡って親しまれるような校歌とすること。
- ・児童が歌いやすい、ピアノ等で弾きやすい、世界にはばたく明るく希望があふれるような曲調とすること。
- ・自校への愛校心を培ったり学校生活が思い出として深く心に刻まれるよう「学校周辺の自然・地名・歴史などの情景や、教育目標・未来への願い」を歌詞の基本要素とし、学校名を歌詞に盛り込むこと。
- ・本町又は福井県にゆかりのある人物に作詞及び作曲を依頼すること。
- ・歌詞には、ふるさと越前地区への誇りや愛着を抱かせるような文言を含めること。
- ・豊かな自然、文化、歴史等を作詞に入れる場合は、地区（四ヶ浦地区・城崎地区）に偏りが生じないよう留意すること。

（1）校歌の制作（作詞）

① 作詞者の選定

② 作詞

ア 発注者が提示するイメージや文言も考慮して作詞を行うこと。

イ 文字の使用数、使用方法、2番構成か3番構成とするか等については発注者と協議すること。

(2) 校歌の制作（作曲）

- ① 作曲者の選定
- ② 作曲
 - ア 音域は、児童にとって歌いやすい音域とすること。
 - イ 曲調は、児童の歌いやすさや演奏のしやすさを考慮すること。変更についても協議の上行うこと。
 - ウ 拍子は歌いやすさや指揮のしやすさを考慮すること。
 - エ 小節は適当な曲の長さを考え、16小節程度とすること。
 - オ ピアノ1台で演奏可能が出来るものとすること。

(3) 校歌の制作（録音）

- ① 歌唱者及び演奏者の候補者選定等
校歌の雰囲気合った歌唱者及び演奏者を選定し、歌唱及び演奏を依頼のうえ、了承を得て、レコーディングを行うこと。なお、レコーディングにあたっては、カラオケバージョンも録音すること。

(4) 校歌の制作（譜面）

- 以下の譜面を作成すること。
- ① 主旋律の譜面
 - ② ピアノ演奏用（歌伴奏用）の譜面

(5) 校歌の制作（CD制作）

- 音源制作された曲をCDに収録し制作すること。CDの収録の際には、発注者と協議すること。
- ① 原盤制作
1枚のCDに収録する内容は、次のとおりとする。
 - ア 通常の校歌
 - イ カラオケバージョン
 - ② 学校用CDの制作
 - ア アの原盤を元に、学校用CDを計10枚製作すること。
 - イ CDレーベル印刷、プラスチックケース収納もすること。

(6) 歌唱指導

- ① 歌唱指導者について選定し、再編前の各小学校（2校）において歌唱指導を行うこと。
- ② 歌唱指導は、令和7年1月以降、低学年及び高学年において毎月1回（1回当たりの1時間程度）以上実施すること。

※作詞、作曲、録音、歌唱指導のそれぞれの段階で、越前町の同意を得たうえで進行すること。

6 留意事項

本業務に係る経費は、受託者の負担で対応するものとし、業務に必要な全ての作業及び経費、編曲者・歌唱者への依頼のための出張、レコーディングや収録のためのスタジオ、施設の手配などについても、受託者が負担することとなる点について留意すること。

7 提出物等

提出書類	提出時期
業務着手届	契約締結後速やかに
業務実施体制図	契約締結後速やかに
業務工程表	契約締結後速やかに
原盤CD（1枚） 歌入り・カラオケ	制作完了後
学校用CD（10枚） 歌入り・カラオケ	制作完了後
楽譜	制作完了後
打合せ記録簿	随時
その他発注者が必要とするもの	随時
完了届	制作完了後
上記一式データ	制作完了後

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、町と受託者が協議の上決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (3) 業務委託後、不明箇所等が生じた場合は、必要に応じて補足説明等（資料提出）の措置をとること。

9 成果物の著作権

- (1) 本業務の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の権利は、越前町に帰属するものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

10 問合せ先

越前町教育委員会 学校教育課 TEL 0778-34-8716

新小学校校歌制作業務プロポーザル実施要領 ※抜粋

スケジュール（予定）

(1) 実施要領等の公表	令和6年2月7日（水）
(2) 説明会	開催しません
(3) 質問の受付期間	令和6年2月16日（金）17時必着
(4) 質問回答	令和6年2月20日（火）
(5) 参加表明書の受付	令和6年2月28日（水）
(6) 第1次審査	令和6年2月29日（木）
(7) 提案書等受付締切	令和6年3月14日（木）17時必着
(8) 第2次審査 （プレゼンテーション）	令和6年3月21日（木） ※詳細については別途通知します
(9) 結果通知	令和6年3月25日（月） 予定
(10) 契約締結	令和6年4月1日（月） 予定
(11) 業務開始	令和6年4月2日（火） 予定